

検討会及び配付資料等の公開について（案）

日本版 S B I R 制度の見直しに向けた検討会の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 本検討会は、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
2. 配布資料、議事要旨については、内閣府又は中小企業庁のホームページ等を通じて原則公開する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を公開しないものとするができる。